

## 再犯防止対策ワーキングチーム幹事会・分科会（タスクフォース）の設置について

### 【設置趣旨】

平成24年7月に犯罪対策閣僚会議において取りまとめられた再犯防止に向けた総合対策に基づき、再犯防止施策の推進に取り組んでいるところ、関係各方面から関係省庁連携による一層効果的な再犯防止対策の推進が強く求められているほか、出所者等の雇用の拡大や、刑の一部執行猶予制度の導入を見据えた薬物依存等の問題を抱える出所者等の立ち直りを支える体制の整備等、関係省庁がより緊密に連携して取り組むべき課題も多い。

そこで、「就労支援」と「福祉・医療的支援」の2つ課題について分科会（タスクフォース）を設け、既存の再犯防止対策ワーキングチームの構成員以外の関係府省課長級職員の参加・協力も得ながら、関係府省間で情報共有や所要の検討を行い、必要な対策の一層の推進を図ることとする。

### 1 就労支援タスクフォース

#### ○検討事項

- (1) 関係省庁等が連携した受刑段階からの就労支援（職業訓練を含む）の充実
- (2) 協力雇用主の開拓・確保の促進（協力雇用主の周知、刑務所出所者等の就労に関する理解促進等のための広報啓発を含む。）
- (3) 公的機関における刑務所出所者等の雇用促進及び協力雇用主に対する優遇措置の拡充

#### ○構成

幹事会構成員：警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長  
総務省自治行政局地域力創造グループ地域政策課長  
法務省大臣官房参事官（総合調整担当）【連絡事務担当】  
法務省矯正局総務課長  
法務省保護局総務課長  
法務省保護局更生保護振興課長  
厚生労働省職業能力開発局能力開発課長  
厚生労働省職業安定局就労支援室長  
農林水産省経営局就農・女性課長  
農林水産省林野庁経営課林業労働対策室長  
経済産業省中小企業庁経営支援部経営支援課長

分科会関係官：警察庁生活安全局少年課長  
法務省大臣官房秘書課長  
厚生労働省健康局生活衛生課長  
農林水産省水産庁漁政部企画課長  
経済産業省経済産業政策局産業人材政策室長  
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長  
国土交通省海事局船舶産業課長

## 2 福祉・医療的支援タスクフォース

### ○検討事項

- (1) 薬物依存のある刑務所出所者等に対する地域支援体制の構築
- (2) 高齢者や障害者等自立困難者に対する関係機関の支援体制の構築

### ○構成

幹事会構成員：警察庁生活安全局生活安全企画課長  
法務省大臣官房参事官（総合調整担当）【連絡事務担当】  
法務省矯正局総務課長  
厚生労働省社会・援護局総務課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長

分科会関係官：警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課長  
法務省大臣官房秘書課長  
法務省大臣官房司法法制部司法法制課長  
法務省保護局観察課長  
厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長  
厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

※ タスクフォースにおける議論を踏まえ、必要に応じて上記関係官以外にも関係する課室等の参加・協力を求めるものとする。

### 【検討スケジュール】

いずれのタスクフォースについても早急に開催し、検討を進め、年度内にはその結果について再犯防止ワーキングチーム等に報告する。

## 再犯防止対策ワーキングチームの設置について

平成 22 年 12 月 14 日  
犯罪対策閣僚会議申合せ  
平成 24 年 7 月 20 日  
一 部 改 正

- 1 再犯者による犯罪が社会に多大な影響を及ぼしていることから、関係省庁が緊密に連携し、刑務所出所者等の社会復帰支援を始めとした総合的な再犯防止対策を検討・推進するため、「再犯防止対策ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。
- 2 ワーキングチームの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣官房副長官（政務）
副議長	法務副大臣
	内閣官房副長官（事務）
構成員	内閣官房副長官補（内政）
	内閣官房内閣審議官
	警察庁生活安全局長
	総務省大臣官房地域力創造審議官
	法務省大臣官房審議官
	法務省矯正局長
	法務省保護局長
	厚生労働省職業安定局長
	厚生労働省職業能力開発局長
	厚生労働省社会・援護局長
	農林水産省経営局長
	経済産業省中小企業庁長官
	国土交通省住宅局長
- 3 ワーキングチームの下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 4 ワーキングチームの庶務は、法務省等関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

## 再犯防止対策ワーキングチーム 幹事会

- 議長 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
- 構成員 警察庁生活安全局生活安全企画課長  
警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長  
総務省地域力創造グループ地域政策課長  
法務省大臣官房参事官  
法務省矯正局総務課長  
法務省保護局総務課長  
法務省保護局更生保護振興課長  
厚生労働省職業安定局就労支援室長  
厚生労働省職業能力開発局能力開発課長  
厚生労働省社会・援護局総務課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長  
農林水産省経営局就農・女性課長  
農林水産省林野庁経営課林業労働対策室長  
経済産業省中小企業庁経営支援部経営支援課長  
国土交通省住宅局住宅政策課長